

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター院外処方箋における 問い合わせ簡素化プロトコル

1. 事前準備

- ① 病院より、処方箋における問い合わせ簡素化プロトコルについての説明を受け、「名古屋市立大学医学部附属東部医療センター院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を取り交わしてください。
- ② 変更内容を記載しFAX等にて報告する方法を確認してください。

2. 手順

「名古屋市立大学医学部附属東部医療センター院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を取り交わした保険薬局において本プロトコルを実施する際は、下記第3項の問い合わせ不要の項目1)から12)に該当するものについて以下の手順をとってください。

- ① 患者に十分な説明を行い、同意を得てください。特に金額や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得てください。
- ② 問い合わせを簡素化し、処方内容を変更して処方箋調剤を実施してください。
- ③ 処方箋調剤後、処方箋の変更内容について、その日のうちに名古屋市立大学医学部附属東部医療センターへ FAX(052-723-8481)あるいは持ち込み等により報告してください。

3. 問い合わせの不要の項目(ただし、麻薬・抗腫瘍剤は除く)

1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方は除く)

例： グラクティブ錠50mg → ジャヌビア錠50mg（先発→先発）

例： 口キソプロフェン錠60mg「EMEC」 → 口キソニン錠60mg（後発→先発）

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。ただし、生物学的製剤については対象外です。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例： サインバルタカプセル20mg → デュロキセチン錠20mg「ケミファ」

例： ボナロン錠 35mg → ボナロン経口ゼリー35mg

例： 一般名処方薬剤 → 先発 剤形違い薬剤（粉碎指示から散剤への変更を含む）

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用

法用量が変わらない場合のみ変更可能です。薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者に同意を得てください。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例: フエブリク錠 20mg 0.5錠 → フエブリク錠 10mg 1錠

例: アマリール錠 1mg 3錠 → アマリール錠 3mg 1錠

*用法用量が変わらない場合のみ可。

薬剤師が患者さんに必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用法用量が変わらない場合、適応外にならない場合のみ可能です。薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者さんに同意を得てください。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を確認し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆

(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例:(粉碎)チラーチンS錠 50μg 0.25錠 → チラーチンS錠 12.5μg 1錠

薬剤師が患者さんに必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施してください。用法用量が変わらない場合のみ可能です。薬価が高くなる場合も可ですが、必ず患者さんに同意を得てください。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、同等の治療効果ならびに患者の利便性が同等もしくは向上する場合に実施してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

5) 患者等の希望があり、かつコンプライアンス不良が一包化により改善されると判断できる場合に実施する一包化(ただし、「一包化不可」の指示がある場合を除く。)

*一包化加算を算定する場合は、算定要件を満たしていること。

薬剤師が必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。薬剤の安定性のデータに留意してください。上記以外の理由は、合意範囲外とします。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事(合計処方量が変わらない場合)

例: モーラスパップ 30mg(7枚入り)×6袋 → モーラスパップ30mg(6枚入り)×7袋

例: リンデロンVG軟膏 0.12%(5g) 2本 → リンデロンVG軟膏 0.12%(10g) 1本

本来は、薬剤師の裁量にて実施できる項目ですが、変更後、医師と患者の間でこの変更によるトラブルが生じないために、調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)

例：オルメサルタン錠 20mg 30 日分 → 26日分 (4日分残薬があるため)

例：アンテベート軟膏 0.05% 30g → アンテベート軟膏 0.05% 20g

(1本残薬があるため)

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

残薬が足りていれば 0 日分(処方削除)も可能です。

8) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例：(他の処方薬が 14 日分処方の時)

ボナロン経口ゼリー35mg (週1回製剤) 1包 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

9) 「1日おきに服用」、「週3日月水金」となどと指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例：(他の処方薬が 28 日分処方の時)

リピトール錠5mg 1錠 分 1 朝食後 1日おき 28 日分 → 14 日分

バクタ配合錠 1錠 分 1 朝食後 月、水、金に服用 28 日分 → 12 日分

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

10) 消炎鎮痛貼付剤における剤形変更(テープ剤 ⇄ パップ剤)

例：ロキソニンパップ100mg 7枚 → ロキソニンテープ100mg 7枚

患者が希望した場合に限る。成分、規格が違うものへの変更は不可。処方医師へ都度疑義照会してください。

薬剤師が必ず患者に注意点を説明して同意を得てから実施してください。調剤後に、必ず

変更内容を報告してください。

11) グリニド薬、 α -GI 薬を食直前へ、漢方薬・胃腸機能調整薬を食前への用法の適正化

例:ペイシン OD 錠 0.2 3錠 分3 每食前 → 每食直前

例:ツムラ大建中湯エキス顆粒 3包 分3 每食後 → 每食前

その他の用法変更については不可。都度疑義照会してください。

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

12) テープ剤、軟膏、クリーム剤等の外用剤における包数・本数変更(包数や本数と全量に乖離がある場合)

例:ロキソニンテープ 100mg(7枚入り) 30枚 → 35枚(5包)

例:ジフルプレドナート軟膏 5g 3本 → 10g 2本

保険診療の範囲内で最小単位での切り上げや切り下げを原則とします。

薬剤師が必ず患者さんに患者負担額について説明後、同意を得てから調剤してください。調剤後に、必ず変更内容を報告してください。

4. 各種問い合わせ窓口・受付時間

問い合わせ簡素化プロトコルについて

受付時間 平日 9時～17時

薬剤部 担当 西出 TEL:052-721-7171

5. プロトコル適用における注意点

- ・変更については必ず患者の同意を得たうえで実施してください。
- ・処方箋の「変更不可」欄に“×”(または“✓”)の記載がある場合やコメントが付記されている場合等は、医師の指示を優先してください。
- ・変更は医薬品の安定性や溶解性、体内動態、生物学的同等性等を考慮し、利便性が向上する場合に限ります。
- ・規格の違い、先発品か後発品かの違い等により適応症が異なる薬剤もあるため、添付文書をよく確認した上で変更調剤を行ってください。
- ・上記に該当しない変更を含む問い合わせは、必ず、処方医師(病院代表:052-721-7171)へ疑義照会してください。プロトコルが適用されるか判断に迷う場合も必ず疑義照会を行ってください。
- ・後発医薬品への変更連絡は必要ありません。お薬手帳にその旨を記載して下さい。